

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業補助金交付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、恵庭市内において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「規則」という。）、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱（平成29年4月26日国住備第14号）及び公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱（平成18年3月27日国住備第132号）に基づき、恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業における、家賃の低廉化に要する費用の補助について必要な事項を定めることにより、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の供給促進及び住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業に係る補助金の交付に関しては、恵庭市補助金等交付規則（平成12年規則第8号）の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅確保要配慮者 法第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者をいう。
- (2) セーフティネット専用住宅 恵庭市内に所在する法第9条第1項第7号に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅をいう。
- (3) 登録事業者 法第12条に規定する住宅確保要配慮者を受け入れることとしている賃貸住宅を賃貸する事業を行う者をいう。
- (4) 家賃 賃貸借契約書に定められた1か月当たりの賃貸料（管理費、共益費、水光熱費及び駐車場使用料等を除く。）をいう。
- (5) 所得 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に定める収入をいう。

(補助金を活用しようとする者の公募)

第4条 市長は、第11条に規定する家賃低廉化事業者で、この要綱による補助金を活用しようとする応募者(以下「応募者」という。)の公募を行うものとする。

(応募申請)

第5条 応募者は、応募申請書兼市税に係る徴収金等の納付状況に係る同意書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。

(補助金を活用する者の決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、予算の範囲内において、補助金を活用する者の選定を行うものとし、補助金活用予定者決定(不決定)通知書(様式第2号)により、応募者に通知するものとする。

(セーフティネット専用住宅の登録及び周知)

第7条 前条の規定による決定通知を受けた応募者は、第3条第3号の賃貸住宅について、速やかにセーフティネット専用住宅として登録しなければならない。

2 前項の当該住宅をセーフティネット専用住宅として登録をした応募者は、その登録を証する書類とともにセーフティネット専用住宅登録報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項のセーフティネット専用住宅登録報告書を受領したときは、恵庭市公告式条例(昭和25年条例第8号)第2条第2項に規定する掲示場その他適当な場所での掲示及び市が発行する広報誌への掲載により周知を行うものとする。

(応募申請の取下げ)

第8条 応募者は、第6条の規定による決定通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金活用予定者の決定の内容若しくはこれに付された条件に不服があるときは、決定通知を受けた日から15日以内に、又は補助の活用の予定がなくなったときは速やかに、応募申請取下げ届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金活用予定者の決定の取消し)

第9条 市長は、第6条の規定による決定通知を受けた応募者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金活用予定者の決定の全部又は一部を取り消し、補助金活用予定者決定取

消し通知書（様式第5号）により、応募者へ通知するものとする。

- (1) 不正な行為により、補助金活用予定者の決定通知を受けたとき。
- (2) 第7条に規定するセーフティネット専用住宅登録及び登録報告を、速やかに行わなかったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

（入居者資格の認定）

第10条 次の各号に該当する者は、別表第1（2）欄の期限までに入居者資格認定申請書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) セーフティネット専用住宅に入居を希望する者で、入居を希望するセーフティネット専用住宅があるもの（以下「入居希望者」という。）。
- (2) 前号に該当する者で、家賃の低廉化の適用を受けようとするもの（以下「家賃低廉化対象者」という。）。
- (3) セーフティネット専用住宅に入居し、翌年度も継続して家賃の低廉化の適用を受けようとするもの（以下「家賃低廉化継続対象者」という。）。

2 市長は、前項の規定による認定申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、次の各号に掲げる要件に適合していると認めたときは、入居者資格認定通知書（様式第7号）により、別表1（3）欄の者に通知するものとする。

- (1) 入居希望者及び家賃低廉化対象者が、現に住宅確保要配慮者であること。
- (2) 入居希望者及び家賃低廉化対象者が、現に最低居住面積未滿の民間賃貸住宅又は給与住宅に居住しており、入居を希望するセーフティネット専用住宅に住替えを行うことで、居住環境が向上すること。
- (3) 入居希望者の世帯（被災者世帯を除く。）の所得が15万8千円以下であること。
- (4) 家賃低廉化対象者及び家賃低廉化継続対象者の世帯（被災者世帯を除く。）の所得が10万4千円以下であること。
- (5) 入居希望者、家賃低廉化対象者及び家賃低廉化継続対象者が、恵庭市内に住所又は勤務場所を有すること。
- (6) 家賃低廉化対象者及び家賃低廉化継続対象者並びに別世帯の配偶者がいる場合は当該

配偶者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していない者であること。

(7) 入居希望者、家賃低廉化対象者及び家賃低廉化継続対象者並びに別世帯の配偶者がいる場合は当該配偶者が、次のアからエに掲げる要件に適合するものであること。

ア 恵庭市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと。

イ 転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと（転居前の居住地が恵庭市以外の場合に限る。）

ウ 恵庭市暴力団排除条例（平成26年条例第30号。以下「暴排条例」という）第2条第2項に該当する暴力団員でないこと。

エ 暴排条例第2条第4項に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 前項第3号及び第4号に規定する入居世帯の所得の算定は、前年の所得により行うものとし、別世帯の配偶者がいる場合は当該配偶者の所得を含むものとする。

第2章 家賃低廉化補助

（家賃低廉化事業に要する費用の補助）

第11条 市長は、本要綱に基づく補助金を活用し、入居者負担を低減させるために行うセーフティネット専用住宅の家賃の低廉化（以下「家賃低廉化事業」という。）を行う者（以下「家賃低廉化事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、当該家賃低廉化事業に要する費用の一部を補助することができる。

（家賃低廉化補助金の交付対象者）

第12条 家賃低廉化事業に係る補助金（以下「家賃低廉化補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

(1) 恵庭市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと。

(2) 登録事業者の所在地における市区町村税に滞納がないこと。（所在地が恵庭市以外の場合に限る。）

(3) 暴排条例第2条第2号の暴力団員でないこと。

(4) 暴排条例第2条第4号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 法人のときは、その役員が第3号に該当する者でないこと。

(家賃低廉化補助金の交付対象となる住宅)

第13条 家賃低廉化補助金の交付の対象となる住宅（以下「家賃低廉化補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

(1) セーフティネット専用住宅であること。

(2) 家賃の額が、近傍同種の家賃の額と均衡を失しない水準以下であること。

(3) 入居者が不正な行為によって入居した場合、入居者及び同居者（以下「入居者等」という。）が暴排条例第2条第2号の暴力団員又は暴排条例第2条第4号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したときは、当該住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件とすること。

(4) 賃貸借契約の形態が、普通建物賃貸借契約であること。

(5) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）（以下、「高齢者住まい法」という。）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅、地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年国住整第160号）第2条第26号に規定する高齢者向け優良賃貸住宅、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助に係る共同生活住居その他これらに類するものでないこと。

(6) 家賃低廉化事業者は、次のアからエに掲げる場合を除くほか、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としないこと。

ア 毎月その月分の家賃を受領する場合

イ 家賃の3月分を超えない額の敷金を受領する場合

ウ 高齢者の居住の安定確保に関する基本方針（平成21年厚生労働省・国土交通省告示第1号）三に規定する高齢者居宅生活支援サービスの提供の対価として金銭を受領させる場合

エ 終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合
(高齢者住まい法第52条の認可を受けた場合に限る。)

(家賃低廉化補助金の額及び入居者負担額)

第14条 家賃低廉化補助金の額は、セーフティネット専用住宅の家賃から入居者負担額を控除して得た額に、当該住宅の管理月数を乗じて得た額とする。ただし、1戸のセーフティネット専用住宅について、1月当たりの家賃低廉化補助金の上限額は4万円とし、その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項に規定する管理月数は、当該住宅についての賃貸借契約による入居可能日(家賃徴収の始期となる日をいう。)、賃貸借変更契約日又は賃貸借変更契約と同等の効力を有する合意を行った日が月の初日であるときはその月から、その日が月の初日以外の日であるときは翌月から年度末までの期間とする。ただし、年度の途中において入居者の退去又は当該住宅の滅失等その他管理が終了した場合においては、その終了の日が月の初日であるときは前月まで、月の初日以外の日であるときはその日の属する月までとする。

3 前項の管理月数の算出において、次の各号のいずれかの住宅に該当する期間を控除するものとする。

(1) 空き家住宅

(2) 所得が10万4千円を超える世帯が入居している住宅

(3) 入居者が対象となる住宅確保要配慮者でない住宅

4 第1項の入居者負担額は、当該住宅の家賃に0.35を乗じて得た額とし、家賃低廉化対象者にあつては入居者資格認定申請書を提出する日の属する年度における入居者負担額、家賃低廉化継続対象者にあつては入居者資格認定申請書を提出する日の属する年度の翌年度における入居者負担額をいう。

5 1戸のセーフティネット専用住宅において、第1項の家賃低廉化補助金の合計額は、毎会計年度48万円かつ総額480万円を限度とする。

6 市長は、必要に応じて、近傍同種の家賃に係る市場調査を行い、調査の結果、当該住宅の家賃を変更する必要があると認めるときは、家賃低廉化事業者に対し、家賃の変更を求めることができるものとする。

(家賃低廉化補助金の交付期間)

第15条 家賃低廉化補助金の交付期間は、第6条の規定による決定通知を受けた日の属する月の翌月から10年以内で、かつ、第10条第2項に掲げる要件に適合する入居者等が入居する期間とする。

(家賃低廉化補助対象住宅の賃貸借契約等及び入居届)

第16条 家賃低廉化事業者は、入居者資格認定通知書(様式第7号)を受けた入居希望者であることを確認したうえで、賃貸借契約を締結するものとする。

2 家賃低廉化事業者は、家賃低廉化対象者と賃貸借契約の締結しようとする場合、次の各号に掲げる事項を契約の内容としなければならない。

(1) 入居者は、家賃低廉化補助金の交付決定を受けたセーフティネット専用住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならないこと。

(2) 同居者は、第20条に規定する名義承継を行うときは、家賃低廉化事業者に通知しなければならないこと。

(3) 入居者は、出産、死亡、転入、転出、氏名変更等により、入居者等に増減その他の変更が生じたときは、住民票の写しその他変更事項を証明する書類を添えて家賃低廉化事業者に届け出なければならないこと。

(4) 家賃低廉化補助金が交付される時、家賃の額から当該家賃低廉化補助金の額を控除した額を入居者負担額とすること。

(5) 入居者は、毎年度1月31日までに、入居者資格確認申請書を市長に提出しなければならないこと。

3 家賃低廉化事業者は、家賃低廉化対象者と当該住宅の賃貸借契約を締結したときは、契約日から14日以内に当該賃貸借契約書の写し及び入居届(様式第8号)を、市長に提出しなければならない。

4 家賃低廉化対象者は、当該住宅に入居した日から30日以内に入居者等の住民票の写しを、市長に提出しなければならない。

5 前4項の規定にかかわらず、家賃低廉化事業者は第10条第2項に掲げる要件を満たさない入居者等と当該住宅の賃貸借契約を締結したときは、契約日から14日以内に入居届を提

出しなければならない。

(家賃低廉化補助金の交付申請)

第17条 家賃低廉化事業者は、家賃低廉化補助金の交付を受けようとするときは、家賃低廉化対象者にあつては賃貸借契約を締結後速やかに、家賃低廉化補助金交付申請書(様式第9号)を、市長に提出しなければならない。

2 家賃低廉化事業者は、前年度より継続して家賃低廉化補助金の交付を受けようとするときは、4月1日に家賃低廉化補助金交付申請書(様式第9号)を、市長に提出しなければならない。

3 第1項に規定する申請においては、賃貸借契約による入居日、賃貸借契約変更日又は賃貸借変更契約と同等の効力を有する合意を行った日が月の初日であるときはその月から、その日が月の初日以外の日であるときは翌月から同年度3月31日までの期間に要する家賃低廉化補助金の額を申請することとする。

4 第2項に規定する申請においては、4月1日から翌年の3月31日までの期間に要する家賃低廉化補助金の額を申請することとする。

5 家賃低廉化事業者は、第1項及び第2項の補助金交付申請書を住棟別にとりまとめなければならない。

(家賃低廉化補助金の交付決定)

第18条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る内容を審査し、家賃低廉化補助金の交付の可否を決定したときは、家賃低廉化補助金交付(不交付)決定通知書(様式第10号)により、家賃低廉化事業者に通知するものとする。

(世帯員変更届)

第19条 入居者は、出産、死亡、転入、転出、氏名の変更等により、入居者等の増減その他の変更が生じたときは、住民票の写しその他変更事項を証明する書類を、家賃低廉化事業者に提出しなければならない。

2 家賃低廉化事業者は、前項の規定による書類の提出があつたときは、速やかに世帯員変更届(様式第11号)に当該書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(名義承継)

第20条 同居者は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、入居者の名義を承継することができるものとする。

- (1) 入居者が死亡したとき又は入居者が離婚若しくは離縁により当該住宅を退去するとき。
- (2) 入居者がやむを得ない事情により同居者に名義承継させようとするとき。
- (3) その他市長が認める特別の事情があるとき。

2 同居者は、前項の名義承継を行ったときは、入居者及び名義を承継する者の住民票の写し及びその他市長が必要と認める書類を、家賃低廉化事業者に提出しなければならない。

3 家賃低廉化事業者は、前項の書類の提出があったときは、速やかに名義承継届（様式第12号）及び名義承継者と締結した賃貸借契約書の写しに当該書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（退去届）

第21条 家賃低廉化事業者は、入居者が退去したとき、賃貸借契約が終了したとき又は入居者が死亡し、前条に規定する名義承継を行わないときは、退去した日又はその事実を知った日から30日以内に退去届（様式第13号）を、市長に提出しなければならない。

（家賃低廉化補助金の交付決定変更申請）

第22条 家賃低廉化事業者は、第18条の規定による交付決定後において、家賃低廉化対象者又は家賃低廉化継続対象者が不正な行為によって家賃の低廉化の適用を受けていることが判明したことなどにより、家賃低廉化補助金の額に変更が生じる場合は、補助金の請求前かつ各半期の末日の1月後の日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに家賃低廉化補助金交付決定変更申請書（様式第14号）を、市長に提出しなければならない。

（家賃低廉化補助金の交付決定変更）

第23条 市長は、前条の規定による変更申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、変更申請の内容が適当であると認めたときは、家賃低廉化補助金交付決定変更通知書（様式第15号）により、家賃低廉化事業者に通知するものとする。

（家賃低廉化補助金の交付申請の取下げ）

第24条 家賃低廉化事業者は、第18条又は前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る家賃低廉化補助金の交付決定又は交付決定変更の内容に不服があるときは、

第18条にあっては交付決定の通知を受けた日から、前条にあっては交付決定変更の通知を受けた日から15日以内に家賃低廉化補助金交付申請取下げ届出書（様式第16号）を、市長に提出しなければならない。

（家賃低廉化補助金の交付決定の取消し）

第25条 市長は、第18条又は第23条の規定による交付決定通知を受けた家賃低廉化事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、家賃低廉化補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、家賃低廉化補助金交付決定取消し通知書（様式第17号）により、家賃低廉化事業者へ通知するものとする。

(1) 不正な行為により、家賃低廉化補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に基づく報告等を怠り、又は市長の指示に違反したとき。

2 前項の規定は、第28条の家賃低廉化補助金の額の確定後においても適用するものとする。

（家賃低廉化補助金の返還）

第26条 市長は、前条の規定により家賃低廉化補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に当該家賃低廉化補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（家賃低廉化補助金の実績報告）

第27条 家賃低廉化事業者は、半期ごとの家賃低廉化補助金の実績を、上半期については10月31日までに、下半期については3月31日までに、家賃低廉化補助金実績報告書（様式第18号）を、市長に提出しなければならない。

（家賃低廉化補助金の額の確定）

第28条 市長は、前条の規定による各半期に係る実績報告があったときは、当該申請に係る内容を審査し、家賃低廉化補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、当該半期の補助金の額を確定し、家賃低廉化補助金額確定通知書（様式第19号）により、家賃低廉化事業者に通知するものとする。

（家賃低廉化補助金の請求及び交付）

第29条 前条の規定による家賃低廉化補助金の額の確定通知を受けた家賃低廉化事業者は、速やかに補助金請求書（様式第20号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る内容を審査し、適正であると認めるときは、請求書を受領した日から30日以内に、家賃低廉化事業者の家賃低廉化補助金を交付するものとする。

(家賃低廉化補助金の申請等の代行)

第30条 家賃低廉化事業の管理を受任した者は、家賃低廉化事業者の委任を受けて家賃低廉化補助金の申請、請求及び受領に関する業務を家賃低廉化事業者に代わって行うことができる。この場合においては委任状(様式第21号)を併せて提出しなければならない。

(家賃低廉化補助金の継続必要性の審査)

第31条 同一世帯について、3年を超えて家賃の低廉化を行う場合、市長が3年ごとに当該世帯の家賃の低廉化の継続必要性の審査を行うこととする。

2 市長は、前項の審査に関し、恵庭市営住宅運営委員会に意見を求めることができる。

第3章 補則

(家賃の変更)

第32条 家賃低廉化事業者は、家賃の額を変更しようとするときは、家賃変更協議書(様式第22号)により、あらかじめ市長の同意を得なければならない。ただし、当該住宅に入居者がいるときは、入居者の内諾を得た後に当該協議書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議書の提出があったときは、当該申請に係る内容を審査し、家賃変更の可否を決定したときは、家賃変更同意(却下)通知書(様式第23号)により通知するものとする。

(報告及び資料の提出)

第33条 市長は、補助金の交付を受けた家賃低廉化事業者(以下「補助事業者」という。)に対し、必要に応じて補助金の執行等に係る報告及び資料の提出を求めることができる。

(書類の整備等)

第34条 補助事業者は、家賃低廉化事業に係る帳簿等の書類を整備し、補助事業完了後5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第35条 この要綱に規定するもののほか、恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事

業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から実施する。

(検討)

- 2 市長は、第3項の規定によるこの要綱の失効について、実施の状況等からこの要綱の失効後の継続の必要性を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(有効期限)

- 3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第10条関係)

入居者資格の申請種別	入居者資格認定申請書の提出期限	入居者資格認定通知書の通知先
入居希望者 【第10条第1項第1号】	第7条第3項の周知により示される申込方法記載の期限	入居希望者
家賃低廉化対象者 【第10条第1項第2号】	第7条第3項の周知により示される申込方法記載の期限	家賃低廉化対象者
家賃低廉化継続対象者 【第10条第1項第3号】	毎年度1月31日	家賃低廉化継続対象者及び家賃低廉化事業者

（宛先） 恵庭市長

所在地（住所）	
事業者名	
代表者氏名 （担当者/TEL）	

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
応募申請書兼市税に係る徴収金等の納付状況に係る同意書

令和 年度の標記事業について、補助金の交付を希望するので、同補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、応募者要件審査のため、市税に係る徴収金（市税及び延滞金）の納付状況に関し、本申請にあたり提出した個人情報を基に、市税務担当課へ照会がされることに同意します。

記

1 補助事業の名称	恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業	
2 補助の種別	家賃低廉化補助	
3 応募住宅の名称等	住宅名	
	所在地	
	住戸号数	
4 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・近傍同種賃貸住宅家賃調査票 ・事業者の所在地における市区町村税に滞納がないことを証明する書類 （30日以内に交付を受けたもの。所在地が恵庭市以外の場合に限る） ・その他市長が必要と認める書類 	

＜市確認欄＞

本人確認書類（窓口申請の場合は提示、郵送（メール）申請の場合は写しを同封（添付））	
申請者が本人（代表者本人）の場合	免・個方・任方・証・保・その他（ ）
申請者が本人（代表者本人）以外 の場合	申請担当者の本人確認書類
	免・個方・任方・証・保・その他（ ）
	権限があることの証明書類 社名記載の社員証、保険証又は名刺・委任状・その他（ ）

様式第2号（第6条関係）

◆◆第 号
令和 年 月 日

所在地（住所）
事業者名
代表者氏名

恵庭市長 回

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
補助金活用予定者決定（不決定）通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった応募について、同補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
- 2 補助の種別 家賃低廉化補助
(交付期間： 年 月 日 ～ 年 月 日)
- 3 決定事項 決定 ・ 不決定
- 4 不決定の場合の理由
- 5 応募住宅の名称等

住宅名	
所在地	
住戸号数	

（宛先） 恵庭市長

所在地（住所）	
事業者名	
代表者氏名 （担当者/TEL）	

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
セーフティネット専用住宅登録報告書

標記事業の同補助金交付要綱第7条の規定により、下記の住宅についてセーフティネット専用住宅として登録したので報告します。

記

1 補助事業の名称	恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業	
2 補助の種別	家賃低廉化	
3 対象住宅の名称等	住宅名	
	所在地	
4 登録状況	登録日	
	登録番号	
	登録ID	

＜市確認欄＞

本人確認書類（窓口申請の場合は提示、郵送（メール）申請の場合は写しを同封（添付））

申請者が本人（代表者本人）の場合	身・印カ・住カ・旅・保・その他（ ）
申請者が本人（代表者本人）以外 の場合	申請担当者の本人確認書類
	身・印カ・住カ・旅・保・その他（ ）
	権限があることの証明書類 社名記載者の社員証、保険証又は名刺・委任状・その他（ ）

様式第4号（第8条関係）

令和 年 月 日

（宛先） 恵庭市長

所在地（住所）	
事業者名	
代表者氏名 （担当者/TEL）	

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
応募申請取下げ届出書

令和 年 月 日付け◆◆第 号で決定の通知を受けた標記事業の応募について、当該申請の内容を取下げたいので、同補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 補助事業の名称	恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業	
2 補助の種別	家賃低廉化	
3 応募住宅の名称等	住宅名	
	所在地	
	住戸号数	
4 取下げの理由		

＜市確認欄＞

本人確認書類（窓口申請の場合は提示、郵送（メール）申請の場合は写しを同封（添付））	
申請者が本人（代表者本人）の場合	免・個方・仕方・旅・保・その他（ 申請担当者の本人確認書類
申請者が本人（代表者本人）以外 の場合	免・個方・仕方・旅・保・その他（ 権限があることの証明書
	社名記載の社員証、保険証又は名刺・委任状・その他（

様式第5号（第9条関係）

◆◆第 号
令和 年 月 日

所在地（住所）
事業者名
代表者氏名

恵庭市長 印

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
補助金活用予定者決定取消し通知書

令和 年 月 日付け◆◆第 号で決定した標記について、同補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり補助金活用予定者の決定を取消したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
- 2 補助の種類 家賃低廉化補助
(交付期間： 年 月 日 ～ 年 月 日)
- 3 取消しの理由
- 4 対象住宅の名称等

住宅名	
所在地	
住戸号数	

(宛先) 恵庭市長

住所	
氏名 (TEL)	

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
入居者資格認定申請書

標記事業の同補助金交付要綱第10条の規定により、入居者資格の認定について、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称	恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業	
2 対象住宅の名称等	住宅名	
	所在地	
	住戸号数	
3 入居者資格の申請種別	以下に該当する方は□にレ印を入れてください。 <input type="checkbox"/> 入居希望者（第10条第1項第1号） <input type="checkbox"/> 家賃低廉化対象者（第10条第1項第2号） <input type="checkbox"/> 家賃低廉化継続対象者（第10条第1項第3号）	
4 現居住面積	m ²	
5 現居住住宅の種別	以下に該当する方は□にレ印を入れてください。 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> 給与住宅	

《市確認欄》

本人確認書類（窓口申請の場合は提示、郵送（メール）申請の場合は写しを同封（添付））	
申請者が本人の場合	宛・届方・住方・旅・保・その他（ <input type="checkbox"/> ） 申請者本人以外の本人確認書類
申請者が本人以外の場合	宛・届方・住方・旅・保・その他（ <input type="checkbox"/> ） 権限があることの証明書類
	委任状・その他（ <input type="checkbox"/> ）

4 人居者及び同居者										
続柄	ふりがな	年間所得金額 (円)	世帯の控除額 (控除対象者は控除額を記入)							
	氏名		給与所得等調整控除	同居及び扶養控除	特定扶養控除	老人扶養(同・生計配偶者)控除	ひとり親控除	寡婦控除	障がい者控除	特別障がい者控除
		10万円	38万円	25万円	10万円	35万円	27万円	27万円	40万円	
人居者 (本人)										
同居者										
	同居・別居									
	同居・別居									
	同居・別居									
		合計年間所得金額 (A)			上記の合計 (B)					
		円			円					
世帯の所得	(A) - (B) 円 ÷ 12カ月 = 円									
5 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の住民票の写し (30日以内に交付を受けたもの) 世帯全員の所得及び年収の分かる書類 (所得証明書、給与所得等に係る市県民税・県民税特別徴収額の決定通知書の写し又は市民税・県民税 (税額決定・納税) 通知書・課税明細書の写し等) 恵庭市の市税に係る徴収金 (市税及び延滞金等) に滞納がないことの証明書 (30日以内に交付を受けたもの) 転居前の居住地の市区町村税に滞納がないことを証明する書類 (30日以内に交付を受けたもの) (転居前の居住地が恵庭市以外の場合に限る。) 転居前又は現在居住中の賃貸住宅の所在地、住宅面積及び家賃等が分かる書類 (改修費補助金の交付を受けた住宅の場合は不要) その他人居者資格に係る証明書等 その他市長が必要と認める書類 									

別紙(様式第6号)

令和 年 月 日

(宛先) 恵庭市長

住所	
氏名	

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
入居者資格に係る誓約書兼同意書

下記の【誓約事項】に掲げる入居者資格に適合していることを誓約します。(交付要綱第10条第1項第1号の規定による申請のみの場合は1のみ)

なお、入居者資格要件の審査のため、本申請にあたり市に提出した個人情報を基に、北海道警察(誓約事項1の確認)及び市情報所管課(誓約事項2及び3の確認)に対して照会すること及び次項の【同意事項】で同意した内容に使用されることに同意します。

(確認欄)

下記の世帯員以外に、生計を同一にする者(別世帯の配偶者)が
・いません
・います

	同意欄	ふりがな	続柄	生年月日			
		氏名					
1	<input type="checkbox"/>	-----	本人	昭/平/令	年	月	日(歳)
2	<input type="checkbox"/>	-----		昭/平/令	年	月	日(歳)
3	<input type="checkbox"/>	-----		昭/平/令	年	月	日(歳)
4	<input type="checkbox"/>	-----		昭/平/令	年	月	日(歳)
5	<input type="checkbox"/>	-----		昭/平/令	年	月	日(歳)

(別世帯の配偶者がいる場合は、記載してください。)

1	<input type="checkbox"/>	-----		昭/平/令	年	月	日(歳)
	住所	(〒 -)					

記

【誓約事項】

- 恵庭市暴力団排除条例(平成26年恵庭市条例第30号)第2条第2項に規定する暴力団員又は第2条第4項に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者ではありません。
- 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していません。

【同意事項】※任意

チェック	同意する内容
<input type="checkbox"/>	(1) 住民基本台帳の情報について閲覧がされること。
<input type="checkbox"/>	(2) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金）に滞納がないこと及び課税情報の確認にあたり、税務担当課に本申請書が開示され、市税等の課税状況及び納付状況についての照会がされること。

※上記【同意事項】は任意ですが、同意されない場合は、以下の書類を市に提出する必要があります。

- (1) 当該誓約書兼同意書提出時における世帯全員の住民票の写し（30日以内に交付を受けたもの）
- (2) 当該住宅へ入居後30日以内に、当該住宅の住所に変更済みの世帯全員の住民票の写し（30日以内に交付を受けたもの）※交付要綱第10条第1項第1号の申請の場合
- (3) 世帯員全員の所得及び年収が分かる書類（30日以内に交付を受けたもの）
- (4) 世帯員全員の恵庭市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないことの証明書（30日以内に交付を受けたもの）

<注意事項>

審査の結果、前項の【誓約事項】に適合していないことが認められた場合は、当該住宅を退去いただくことがあります。

《市確認欄》

本人確認書類（窓口申請の場合は提示、郵送（メール）申請の場合は写しを同封（添付））

申請者が本人の場合	免・預カ・住カ・旅・保・その他（ ）
申請者が本人以外の場合	申請者本人以外の本人確認書類
	免・預カ・住カ・旅・保・その他（ ）
	権限があることの証明書類 委任状・その他 （ ）

6 入居者資格の認定期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

7 対象住宅の名称等

住宅名	
所在地	
住戸号数	

8 本書の有効期限

令和 年 3 月 3 1 日

<注意事項>

本通知書は入居者資格を通知するものであり、当該住宅への入居を保証するものではありません。

(宛先) 恵庭市長

所在地（住所）	
事業者名	
代表者氏名 (担当者/TEL)	

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
入居届

標記事業の同補助金交付要綱第16条第1項（第16条第2項）の規定により、下記の住宅について、新たに住宅確保要配慮者の入居があったので届け出ます。

記

1 補助事業の名称	恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業	
2 補助の種別	<input type="checkbox"/> 家賃低廉化補助対象住宅 【交付要綱第16条第3項の規定による届出】 <input type="checkbox"/> 家賃低廉化補助対象住宅（入居者要件を満たさない者の入居） 【交付要綱第16条第5項の規定による届出】 ※該当する□にレ印を入れてください	
3 対象住宅の名称等	住宅名	
	所在地	
	住戸号数	
4 入居者及び同居者	入居者	
	同居者	
	契約締結日	令和 年 月 日
5 添付書類	・賃貸借契約書の写し ・その他市長が必要と認める書類	

《市確認欄》

本人確認書類（窓口申請の場合は提示、郵送（メール）申請の場合は写しを同封（添付））

申請者が本人（代表者本人）の場合	免・個力・住カ・旅・保・その他（ ）
申請者が本人（代表者本人）以外 の場合	申請担当者の本人確認書類
	免・個力・住カ・旅・保・その他（ ）
	権限があることの証明書類 社名記載者の社員証、保険証又は名刺・委任状・その他（ ）

（宛先） 恵庭市長

所在地（住所）	
事業者名	
代表者氏名 （担当者/TEL）	

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
家賃低廉化補助金交付申請書

令和 年度の標記事業について家賃低廉化補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第17条第1項（第17条第2項）の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称	恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業	
2 補助の種類	家賃低廉化補助	
3 対象住宅の名称等	住宅名	
	所在地	
4 補助金交付申請額	円	
5 補助金交付申請額の算出方法	別紙のとおり	

＜市確認欄＞

本人確認書類（窓口申請の場合は提示、郵送（メール）申請の場合は互しを同封（添付））

申請者が本人（代表者本人）の場合	免・預金・仕方・捺・保・その他（	）
	申請担当者の本人確認書類	
申請者が本人（代表者本人）以外 の場合	免・預金・仕方・捺・保・その他（	）
	権限があることの証明書類	
	任意記載者の社員証、保険証又は名刺・委任状・その他（	）

別紙（様式第9号）

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
家賃低廉化補助金交付申請額明細書

住宅名		所在地									
住戸 号数	氏 名	住宅 面積 (㎡)	所得 区分	契約家賃 (円)	入居者 負担額 (円)	家賃低廉化 補助月額 (円)	補助金交付申請期間		入居 月数 (月)	家賃低廉化 補助金 交付申請額 (円)	備考
							開始 (入居日又は変更 契約締結日)	終了			
							年 月 日	年 月 日			
							年 月 日	年 月 日			
							年 月 日	年 月 日			
							年 月 日	年 月 日			
							年 月 日	年 月 日			
家賃低廉化補助金交付申請額 計											

様式第10号（第18条関係）

◆◆第 号
令和 年 月 日

所在地（住所）
事業者名
代表者氏名 様

恵庭市長 前

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
家賃低廉化補助金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった標記の補助金について、同補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
- 2 補助の種別 家賃低廉化補助
- 3 決定事項 交付 ・ 不交付
- 4 補助金交付決定額 円
- 5 不交付の場合の理由
- 6 対象住宅の名称等

住宅名	
所在地	

別紙（様式第10号）

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
家賃低廉化補助金交付決定額明細書

住宅名		所在地									
住戸 号数	氏 名	住宅 面積 (㎡)	所得 区分	契約家賃 (円)	入居者 負担額 (円)	家賃低廉化 補助月額 (円)	補助金交付決定期間		入居 月数 (月)	家賃低廉化 補助金 交付決定額 (円)	備考
							開始	終了			
							年 月 日	年 月 日			
							年 月 日	年 月 日			
							年 月 日	年 月 日			
							年 月 日	年 月 日			
							年 月 日	年 月 日			
家賃低廉化補助金交付決定額 計											

様式第11号（第19条関係）

令和 年 月 日

（宛先） 恵庭市長

所在地（住所）	
事業者名	
代表者氏名 （担当者/TEL）	

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
世帯員変更届

標記事業の同補助金交付要綱第19条第2項の規定により、下記の住宅について、世帯員の内容に変更が生じたので届け出ます。

記

1 補助事業の名称	恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業	
2 補助の種別	家賃低廉化補助	
3 対象住宅の名称等	住宅名	
	所在地	
	住戸号数	
4 変更事項	変更前	
	変更後	
	変更理由	
5 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の住民票の写し（30日以内に交付を受けたもの） ・その他変更事項を証明する書類 ・その他市長が必要と認める書類 	

＜市確認欄＞

本人確認書類（窓口申請の場合は提示、郵送（メール）申請の場合は写しを同封（添付））

申請者が本人（代表者本人）の場合	免・個方・住方・旅・保・その他（ ）
申請者が本人（代表者本人）以外 の場合	申請担当者の本人確認書類
	免・個方・住方・旅・保・その他（ ）
	権限があることの証明書類
	任意記載者の社員証、保険証又は名刺・委任状・その他（ ）

（宛先） 恵庭市長

所在地（住所）	
事業者名	
代表者氏名 （担当者/TEL）	

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
名義承継届

標記事業の同補助金交付要綱第20条第3項の規定により、下記の住宅について、名義を承継したので届け出ます。

記

1 補助事業の名称	恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業	
2 補助の種別	家賃低廉化補助	
3 対象住宅の名称等	住宅名	
	所在地	
	住戸号数	
4 名義承継事項	変更前の契約者	
	変更後の契約者	
	変更理由	
5 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者及び名義承継者（同居者）の住民票の写し（30日以内に交付を受けたもの） ・ 名義承継者と新たに締結した賃貸借契約書の写し ・ その他市長が必要と認める書類 	

《市確認欄》

本人確認書類（窓口申請の場合は提示、郵送（メール）申請の場合は写しを同封（添付））

申請者が本人（代表者本人）の場合	免・個方・住方・旅・保・その他（ ）
申請者が本人（代表者本人）以外 の場合	申請担当者の本人確認書類
	免・個方・住方・旅・保・その他（ ）
	権限があることの証明書類 社名記載者の社員証、保険証又は名刺・委任状・その他（ ）

(宛先) 恵庭市長

所在地（住所）	
事業者名	
代表者氏名 (担当者/TEL)	

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
退去届

標記事業の同補助金交付要綱第22条の規定により、下記の住宅について、入居者及び同居者の退去があったので届け出ます。

記

1 補助事業の名称	恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業	
2 補助の種別	家賃低廉化補助	
3 対象住宅の名称等	住宅名	
	所在地	
	住戸号数	
4 退去者	入居者	
	同居者	
	退去日	令和 年 月 日
5 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・退去を証明する書類 ・その他市長が必要と認める書類 	

＜市廳認權＞

本人確認書類（窓口申請の場合は提示、郵送（メール）申請の場合は写しを同封（添付））

申請者が本人（代表者本人）の場合	身・顔写真・住所・捺印・保・その他（ ）
申請者が本人（代表者本人）以外 の場合	申請担当者の本人確認書類
	身・顔写真・住所・捺印・保・その他（ ）
	権限があることの証明書類
	社名記載有の社員証、保照証又は名刺・委任状・その他（ ）

（宛先） 恵庭市長

所在地（住所）	
事業者名	
代表者氏名 （担当者/TEL）	

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
家賃低廉化補助金交付決定変更申請書

令和 年 月 日付け◆◆第 号で交付決定の通知を受けた標記の補助金について、当該決定の額及び内容を変更したいので、同補助金交付要綱第22条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称	恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業	
2 補助の種別	家賃低廉化補助	
3 対象住宅の名称等	住宅名	
	所在地	
4 補助金交付申請額	変更後の交付申請額	金 円
	変更前の交付決定額	金 円
	変更増減額	金 円
5 変更の内容		
6 補助金交付変更申請額の算出方法	別紙のとおり	

※交付変更申請額の算出方法等は、補助金交付申請書の様式（様式第9号別紙）を準用して下さい。

＜市確認欄＞

本人確認書類（窓口申請の場合は提示、郵送（メール）申請の場合は写しを同封（添付）

申請者が本人（代表者本人）の場合	免・印カ・住カ・捺・保・その他（ ）
申請者が本人（代表者本人）以外の場合	申請担当者の本人確認書類
	免・印カ・住カ・捺・保・その他（ ）
	権限があることの証明書類
	社名記載有の社員証、保険証又は名刺・委任状・その他（ ）

様式第15号（第23条関係）

◆◆第 号
令和 年 月 日

所在地（住所）
事業者名
代表者氏名 様

恵庭市長 印

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
家賃低廉化補助金交付決定変更通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった標記の補助金の変更について、同補助金交付要綱第23条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
- 2 補助の種別 家賃低廉化補助
- 3 変更後の補助金交付決定額 円
変更前の補助金交付決定額 円
変更増減額 円

4 対象住宅の名称等

住 宅 名	
所 在 地	

（宛先） 恵庭市長

所在地（住所）	
事業者名	
代表者氏名 （担当者/TEL）	

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
家賃低廉化補助金交付申請取下げ届出書

令和 年 月 日付け◆◆第 号で交付決定の通知を受けた標記の補助金について、当該申請の内容を取下げたいので、同補助金交付要綱第24条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 補助事業の名称	恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業	
2 補助の種別	家賃低廉化補助	
3 対象住宅の名称等	住宅名	
	所在地	
4 補助金交付決定額	円	
5 取下げの理由		

＜市確認欄＞

本人確認書類（窓口申請の場合は提示、郵送（メール）申請の場合は写しを同封（添付））

申請者が本人（代表者本人）の場合	免・個券・住方・旅・保・その他（ ）
申請者が本人（代表者本人）以外 の場合	申請担当者の本人確認書類
	免・個券・住方・旅・保・その他（ ）
	権限があることの証明書類 社名記載有の社員証、保険証又は名刺・委任状・その他（ ）

様式第17号(第25条関係)

◆◆第 号
令和 年 月 日

所在地(住所)
事業者名
代表者氏名 様

恵庭市長 国

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
家賃低廉化補助金交付決定取消し通知書

令和 年 月 日付け◆◆第 号で交付決定した標記の補助金について、同補助金交付要綱
第25条第1項の規定により、下記のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
- 2 補助の種別 家賃低廉化補助
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 取消しの理由
- 5 対象住宅の名称等

住宅名	
所在地	

（宛先） 恵庭市長

所在地（住所）	
事業者名	
代表者氏名 （担当者/TEL）	

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
家賃低廉化補助金実績報告書

令和 年 月 日付け◆◆第 号で交付決定の通知を受けた標記の補助金について、同補助金交付要綱第27条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助事業の名称	恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業	
2 補助の種別	家賃低廉化補助	
3 対象住宅の名称等	住宅名	
	所在地	
4 補助対象期間	<input type="checkbox"/> 前期（4～9月） <input type="checkbox"/> 後期（10～3月） ※該当する□にレ印を入れてください	
5 補助金交付決定額及び その実績額	補助金交付決定額	円
	補助金実績額	円
6 補助金交付申請額の内訳	・別紙のとおり	

《市確認欄》

本人確認書類（窓口申請の場合は提示、郵送（メール）申請の場合は写しを同封（添付））

申請者が本人（代表者本人）以外 の場合	申請者が本人（代表者本人）の場合	免・個方・住方・孫・保・その他（ ）
		申請担当者の本人確認書類
		免・個方・住方・孫・保・その他（ ）
		権限があることの証明書類 社名記載者の社員証、保険証又は名刺・委任状・その他（ ）

様式第19号(第28条関係)

◆◆第 号
令和 年 月 日

所在地(住所)
事業者名
代表者氏名 様

恵庭市長 国

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
家賃低廉化補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けの実績報告書のあった標記の補助金について、同補助金交付
要綱第28条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
- 2 補助の種別 家賃低廉化補助
- 3 補助金交付確定額 円
- 4 補助対象期間 前期(4~9月) 後期(10~3月)
- 5 対象住宅の名称等

住宅名	
所在地	

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
委任状

(受任者)

所在地 (住所)	
事業者名	
代表者氏名 (担当者/TEL)	

(委任者)

所在地 (住所)	
事業者名	
代表者氏名 (担当者/TEL)	

私は、標記事業の同補助金交付要綱第30条に基づき、下記に係る補助金の申請、請求及び受領に関する業務を貴殿に委任します。

記

1 補助事業の名称	恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業	
2 補助の種別	家賃低廉化補助	
3 対象住宅の名称等	住宅名	
	所在地	
	住戸号数	

※委任の内容について、恵庭市から委任元へ電話確認等を行う場合があります。

《市確認欄》

受任者人確認書類 (窓口申請の場合は提示、郵送(メール)申請の場合は写しを同封(添付))

受任者が本人(代表者本人)の場合	免・印カ・住カ・捺・保・その他()
受任者が本人(代表者本人)以外 の場合	申請担当者の本人確認書類
	免・印カ・住カ・捺・保・その他()
	権限があることの証明書類 社名記載者の社員証、保険証又は名刺・委任状・その他()

委任者への確認

確認日時	令和 年 月 日	委任元確認者名	
------	----------	---------	--

（宛先） 恵庭市長

所在地（住所）	
事業者名	
代表者氏名 （担当者/TEL）	

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
家賃変更協議書

標記事業の同補助金交付要綱第32条第1項の規定により、下記の住宅について、家賃の変更を行いたいので協議を申し出ます。

記

1 補助事業の名称	恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業		
2 協議の種別	家賃低廉化補助対象住宅の家賃変更		
3 対象住宅の名称等	住宅名		
	所在地		
4 変更前・変更後の家賃	住戸号数	変更前家賃（円）	変更後家賃（円）
5 変更の理由			
6 家賃変更予定日	令和 年 月 日		
7 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・近傍同種賃貸住宅家賃調査票 ・その他市長が必要と認める書類 		

 <<市確認欄>>

本人確認書類（窓口申請の場合は提示、郵送（メール）申請の場合は写しを同封（添付））

申請者が本人（代表者本人）の場合	免・個方・住方・旅・保・その他（ 申請担当者の本人確認書類
申請者が本人（代表者本人）以外 の場合	免・個方・住方・旅・保・その他（ 権限があることの証明書類 社名記載者の社員証、保険証又は名刺・委任状・その他（

様式第23号（第32条関係）

◆◆第 号
令和 年 月 日

所在地（住所）
事業者名
代表者氏名 様

恵庭市長 国

恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
家賃変更同意（却下）通知書

令和 年 月 日付けであった家賃変更の申し出について、標記事業の同補助金交付要綱第32条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 恵庭市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業
- 2 通知の種別 家賃低廉化補助対象住宅の家賃変更
- 3 決定事項 同意 ・ 却下

4 変更前・変更後の家賃

住戸号数	変更前家賃（円）	変更後家賃（円）

- 5 家賃変更適用日 令和 年 月 日

- 6 却下の場合の理由

- 7 対象住宅の名称等

住宅名	
所在地	